

日向市財光寺地域包括支援センター運営業務委託仕様書

本仕様書は、「介護保険法(平成9年法律第123号)」(以下「法」という。)及び「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知)、また「日向市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準を定める条例」及び「日向市地域包括支援センター設置及び運営に関する規則」に基づき設置する日向市財光寺地域包括支援センターの業務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. 委託業務名

日向市財光寺地域包括支援センター運営業務委託

2. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※受託候補者は、履行開始日から円滑に業務が開始できるよう、契約締結後に必要な準備を行うこと。

3. 担当圏域

財光寺地域包括支援センターの担当圏域(別表1)のとおり

4. 設置場所

財光寺地域包括支援センターは、担当圏域内(財光寺圏域)に設置すること

5. 設備・構造

地域包括支援センターの設備・構造等は、次に掲げるものとする。

- (1) 担当圏域内に地域包括支援センターの運営に必要な広さの事務所を設置すること。
なお、賃貸物件を事務所として借り上げる場合は、その賃料は委託料に含む。
- (2) 事務所は原則として地上1階とするなど、高齢者に配慮した設備・構造であること。
- (3) 事務所には執務室及び相談室を設けること。ただし、相談室は相談者のプライバシーが確保されるよう配慮すること。
- (4) 来所する利用者のために、利用者専用の駐車スペースを確保すること。
- (5) 執務室は、地域包括支援センター内の各業務間の連携が図れるような配置とすること。
- (6) 業務に必要な机、パソコン、プリンター、電話、ファクシミリ、介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援に関するシステム等は受託者が設置すること。
なお、地域包括支援センター業務システムは、市が指定する事業者と契約を行うこととし、その費用(年間使用料385千円)について委託料に含めること。
- (7) 地域包括支援センターの看板等を1か所以上に設置し、地域住民への周知に努めること。

6. 職員配置

次の(1)から(3)に掲げる資格を有する専従かつ常勤の職員各1名を含み、最低5名以上配置することとする。なお、(1)から(3)については、運営協議会が必要であると認めるときは、常勤換算方法による配置ができることから、事前に市に相談するものとする。

(1) 保健師または、これに準ずる者

① 保健師

② 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を含まない）、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者

(2) 社会福祉士または、これに準ずる者

① 社会福祉士

② 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または、介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

(3) 主任介護支援専門員または、次のいずれかに該当する者

ア ケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

(4) 指定介護予防支援業務に従事する職員

「日向市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成26年12月19日条例第71号）に基づき、保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員を1名以上配置しなければならない。

また、指定介護予防支援事業者は、常勤の管理者を置かなければならないが、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(5) 地域包括支援センターにおいては、統括責任者（管理者）を定めるものとする。なお、統括責任者は、配置職員の統括および適正な業務指導を行うことができる者とし、上記(1)から(3)の資格を有する職員が兼務することを認めるものとする。

(6) 配置職員に異動がある場合は、すみやかに市へ報告し、異動確定後に新規採用の場合は、履歴書の写しと資格の確認できる書類（免許の写し等）を提出すること。

(7) 職員の中途退職等により欠員が生じた場合は、ただちに市に報告の上、地域包括支援センターの運営に支障をきたさないよう、速やかに職員補充等の措置をとること。また、産休・育休等による一時的な欠員が生じる場合には、速やかに市に報告の上、協議すること。

7. 業務時間

地域包括支援センターの業務日、業務時間は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができるものとする。

(1) 業務日

月曜日から金曜日まで（土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）を標準とする。

(2) 業務時間

午前8時30分から午後5時15分までを標準とし、受託者の責において適切に委託業務を行うことができる時間帯に変更できるものとする。

なお、業務時間帯以外であっても地域住民、関係団体等が主催する会議等への出席を求められる場合はこの限りではない。

※シフト制等により上記対応が可能となるように調整するほか、常時、電話等により対応可能な連絡体制を確保すること。

8. 業務内容

地域包括支援センターの業務は次に掲げるものとする。あわせて、各業務に関しては、第9期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる事項及び日向市地域包括支援センター運営事業実施指針をはじめとした業務マニュアルに従い適切に実施するものとする。

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者に対しどのような支援が必要かを的確に把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげることを目的に、次の支援を行うものとする。

(ア) 初期段階での相談対応

(イ) 専門的・継続的な支援

- a 訪問等による相談や情報収集
- b 支援計画の策定
- c サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ
- d 継続支援のためのモニタリング
- e その他相談支援に関すること

② 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

地域住民や、民生委員、介護支援専門員等による支援だけでは十分に問題解決ができない、または適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの次の支援を行うものとする。

(ア) 成年後見制度の活用促進

(イ) 老人福祉施設等への措置の支援

(ウ) 高齢者虐待への対応

(エ) 困難事例への対応

(オ) 消費者被害の防止と対応

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめとした専門多職種、関係機関との連帯を図るものとする。

あわせて、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行うものとする。

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築に向けた取り組み

- a 関係機関との連携体制構築への取り組み
- b サービス担当者会議開催支援
- c 入院・退院、入所・退所時の連携支援

(イ) 介護支援専門員に対する個別支援

- a 相談窓口の設置
- b 支援困難事例を抱える介護支援専門員への支援
- c 個別事例に対するサービス担当者会議開催に対する支援
- d ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメント指導
- e 介護支援専門員に対する情報提供及び研修会等の実施
- f その他ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援

④地域ケア会議関連業務（法第115条の48）

高齢者の自立支援（介護状態の改善・維持・悪化防止）の実現及び地域課題の発見、地域包括支援ネットワークの構築を目的に、地域ケア会議関連業務を行うものとする。

(3) 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、対象者の心身の状況、置かれている環境等を適切にアセスメントし、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確実に確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行う等、予防給付に関するケアマネジメント業務を行うものとする。

受託者は、指定介護予防支援業務を実施するため、法第115条の46の規定に基づき設置した地域包括支援センターに対する市の指定を受けること。

受託者は生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき宮崎県知事の指定を受けること。

①予防給付に関するケアマネジメント業務

- (ア) 利用申請の受付
- (イ) 契約締結
- (ウ) アセスメント
- (エ) 介護予防サービス計画原案の作成
- (オ) サービス担当者会議の開催

- (カ) 介護予防サービス計画書の交付
- (キ) モニタリング
- (ク) 評価、計画書の見直し
- (ケ) 給付管理
- (コ) 介護報酬の請求

②保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が担当できる介護予防ケアマネジメント数の制限

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の予防給付に関するケアマネジメント担当件数の上限を原則として1人につき15件とする。なお、当該上限には介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）業務に係る担当件数を含むものとする。

③指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は受託者の収入とする。

④指定介護予防支援業務の委託

地域包括支援センターは指定介護予防支援業務の一部について、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。なお、業務委託に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (ア) 委託に関し、地域包括支援センター等運営協議会に報告すること。
- (イ) 指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。
- (ウ) 委託先の指定居宅介護支援事業所は、指定介護予防支援業務に関する研修を受講する等により必要な知識・能力を有した介護支援専門員が従事している事業所であること。
- (エ) 指定介護予防支援業務に係る責任主体は、地域包括支援センターとし、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する際には、当該計画書が適切に作成されているか内容の妥当性等について確認を行わなければならないものとする。
あわせて、委託先の居宅介護支援事業所が行った評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定するものとする。
- (オ) 指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関し、介護予防サービス計画費の相当分を委託先事業者へ支払うものとする。

(3)第1号介護予防支援事業

法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、対象者の心身の状況、置かれている環境、その他の状況等を適切にアセスメントするとともに、利用者の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うものとする。

①介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）業務

- (ア) 利用申請の受付
- (イ) 契約締結
- (ウ) アセスメント
- (エ) 介護予防マネジメントケアプラン原案の作成
- (オ) サービス担当者会議の開催
- (カ) 介護予防マネジメントケアプランの交付
- (キ) モニタリング
- (ク) 評価、計画書の見直し
- (ケ) 給付管理
- (コ) 委託料の請求

②保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の担当する介護予防ケアマネジメント数の制限

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が担当できる介護予防ケアマネジメント件数の上限は、８（３）②に定めるところによるものとする。

③第１号介護予防支援事業業務に係る介護予防ケアマネジメント費

第１号介護予防支援事業業務に係る介護予防ケアマネジメント費（委託料）は受託者の収入とする。

④第１号介護予防支援事業業務の委託

地域包括支援センターは第１号介護予防支援事業業務の一部を委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。なお、委託に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (ア) 委託に関し、地域包括支援センター等運営協議会に報告すること。
- (イ) 国が定める地域支援事業実施要綱に規定する介護予防ケアマネジメント業務等が一体的に行われるよう配慮すること。
- (ウ) 委託先の指定居宅介護支援事業所は、第１号介護予防支援事業業務に関する研修を受講する等により必要な知識・能力を有した介護支援専門員が従事する事業所であること。
- (エ) 第１号介護予防支援事業業務に係る責任主体は、地域包括支援センターとし、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス・支援計画の原案を作成する場合には、当該計画書が適切に作成されているか内容の妥当性等について確認を行わなければならないものとする。
あわせて、委託先の指定居宅介護支援事業所が行った評価の内容について確認を行い、今後の介護予防マネジメントケアプランの方針等を決定するものとする。
- (オ) 第１号介護予防支援事業業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関し、介護予防ケアマネジメント費の相当分を、委託先事業者へ支払うものとする。

(４)その他の業務

①その他、市からの委託事業及び地域支援センターを適正に運営するために必要な

業務（地域支援事業の任意事業、介護予防事業、高齢者福祉事業等）を実施するものとする。

②市及び地域包括支援センター間の連携に関する業務例月の報告に関する業務

③例月の報告に関する業務

④地域包括支援センター等運営協議会における報告、説明等の業務

⑤適正な記録管理に関する業務

⑥年間事業計画、年間活動の報告に関する業務

地域包括支援センターの業務に関し、年間事業計画を策定し、市に提出するとともに、当該計画に基づいた業務の遂行に努めること。また、年間の活動報告書を作成し、年度終了後15日以内に市に提出すること。

9. 実績報告

受託者は、以下の業務に係る実績を市の定める様式により業務実施月の翌月10日までに市に報告すること。市は、報告書の受理後10日以内にその内容を審査するものとする。

(1) 包括的支援業務

(2) 指定介護予防支援業務

(3) その他業務

10. 委託料の請求・支払

(1) 受託者は、地域包括支援センター運営業務委託契約書に従い実施した包括的支援事業に係る委託料の請求書を請求月の10日までに市に提出するものとする。なお、市は請求書の受理後14日以内に委託料を支払うものとする。

(2) 委託料の支払いは年4回の概算払いとし、委託期間満了後、収支精算額が委託料を下回った場合はその精算額をもって委託料（消費税非課税）とする。

なお、職員体制に欠員が生じたときは、すみやかに補充するものとし、欠員の期間が1月を超えた場合は、委託料のうちの人件費相当分に、欠員がある月分を乗じ12で除した額を委託料から減額するものとする。ただし、欠員期間に代替職員を雇用した場合は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定により定められた宮崎県地域別最低賃金で算出した額を除くものとする。

なお、以下(4)から(6)については、(2)の運営業務委託料とは別に支払われるものであり、それぞれにおいて請求するものとする。

(3) 指定介護予防支援業務に係る介護予防支援費（介護報酬）

(4) 第1号介護予防支援事業業務委託契約に基づく委託料

(5) 介護予防教室等他の委託業務実績に基づく委託料

11. 経理

受託者は、本事業に係る経費と他の事業に係る経費とを明確に区分するとともに、関係書類を委託期間終了後5年間保存しなければならない。

12. 法令等の順守

受託者は、地域包括支援センターを運営するに当たり、法のほか関係法規を遵守しなければならない。

13. 秘密の保持

受託者は、事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

14. 個人情報の保護

受託者は、個人情報の取扱につき、個人情報取扱特記事項、関係法規、市条例等を遵守し厳重に取り扱うとともに、その紛失・漏洩がないように十分配慮しなければならない。

また、各事業の実施にあたり当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得なければならない。

15. 公平・中立

受託者は、地域包括支援センターの設置に当たり、「公益性」、「地域性」、「協働性」の視点に即し適切な運営を行わなければならない。特に、介護保険制度をはじめとする本市の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。

これらのことから、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮しなければならない。

16. 協議事項

この仕様書に定めのない事項または、疑義が生じた事項に関しては、必要に応じ、両者協議の上、書面にて定めるものとする。

日常生活圏域別地区名一覧

令和7年9月現在

○中央地域包括支援センター

担当圏域	北町、都町、上町、上町1丁目本町、中町、南町、中原、高見橋通り、広見、本谷、西川内、花ヶ丘、迎洋園1～2丁目、東草場、西草場、春原、春原町1～2丁目、中村、新財市、千束口、塩見ヶ丘、奥野、永田、権現原、北町1～3丁目、高砂町、原町1～4丁目、新生町1～2丁目
------	---

○日知屋地域包括支援センター

担当圏域 (旧日知屋 包括圏域)	永江町1～3丁目、公園通り、櫛の山団地、永江、江良町1～4丁目、浜町1～3丁目、伊勢ヶ浜、中堀町1～3丁目、平野町1～2丁目、山手町、堀一方、平野、深溝、曾根町1～4丁目、塩田、塩田団地、古田、幡浦、宮の上、高々谷、八幡、庄手向、地藏、吉野川、清正、八坂、伊勢
担当圏域 (旧大王谷 包括圏域)	日向台、不動寺、鶴町、鶴町1～3丁目、亀崎東、亀崎南、向江町1～2丁目、庄手、梶木、大王町1～6丁目、梶木町1～2丁目、亀崎1～4丁目、亀崎東1～5丁目、亀崎西1～2丁目

○財光寺地域包括支援センター

担当圏域	山下、長江団地、往還、切島山1・2、松原、比良、川路団地、山下町1丁目、往還町、沖町、比良町1～5丁目、秋山、向洋台
------	--

○南部地域包括支援センター

担当圏域	笹野東、笹野中、笹野西、金ヶ浜、靱木、鶉毛、曙、本宮、美砂、遠見、幸脇、飯谷、宮の下、高松、落鹿、駅通り、石並、新町、立縫、別府、余瀬、田の原、寺迫
------	--

○東郷地域包括支援センター

担当圏域	福瀬、小野田、鶴野内、迫野内、八重原、田野、羽坂、仲深、坪谷、越表
------	-----------------------------------